

総 括 調 査 票

事案名	(8)入国者収容所大村入国管理センターの維持・運用			調査対象 予 算 額	平成 24 年度：224 百万円 平成 23 年度：157 百万円		
所管	法務省	組織	地方入国管理官署	会計	一般会計	調査区分	本省調査
						取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

事案の概要

- 入国者収容所は、「出入国管理及び難民認定法」により日本から退去を強制される外国人のうち早期送還が困難な者を収容し、送還する事務を行っており、全国に3ヶ所設置されている。(東日本入国管理センター(茨城県牛久市)、西日本入国管理センター(大阪府茨木市)、大村入国管理センター(長崎県大村市)の3ヶ所。以下、「東日本センター」、「西日本センター」、「大村センター」という。)
- 近年、入国者収容所の被収容者数の減少に伴い、その運営コストは相対的に割高になってきている。本調査においては、特に被収容者数の減少の著しい大村センターの稼働状況等を調査し、効率的な業務運営がなされているか、施設が有効に活用されているか等について検証し、今後の効率的な活用の方策について検討する。
- 大村センターの概要



- ① 所在地：長崎県大村市
- ② 開所年月日：平成8年9月17日
- ③ 収容可能者数(定員)：800人
- ④ 職員数：49名(平成24年5月15日現在)
- ⑤ 施設内容：敷地面積53,110㎡、鉄骨4階建、延床面積21,107㎡
収容棟(収容部分は8ブロックに分かれている。(1ブロック10室、1室の定員は10人))、
管理棟、運動場、グラウンド、テニスコート。
- ⑥ 設置経緯：
平成6年当時、船舶を利用した大量の集団不法入国事案が多発していた。大村センターは、中国・ベトナム等から集団不法入国して水際で摘発された者を収容するとともに、各地方入国管理局で退去強制が決定された者のうち、早期送還が困難な者を収容する施設として設立された。

収容可能者数(定員)は、平成4年度から平成6年度までの3年間の早期送還困難者、年平均約700人と、各地方入国管理局収容場等からの移収分として約100人の計800人とされた。

なお、現在は、広島入国管理局以西(中国、九州地方)の被退去強制者等を収容するための中核施設となっている。

総 括 調 査 票

事案名 (8) 入国者収容所大村入国管理センターの維持・運用

②調査の視点

近年、不法滞在者数が減少し、大村センターの被収容者数は収容可能者数（定員）を大きく下回っている。効率的な業務運営がなされているか、施設が有効に活用されているか等について検証する。

1. 被収容者数について

被収容者数（一日平均）の推移 (単位:人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	定員
大村センター	131	109	49	27	22	20	800

- ・ 開所以降、平成10年の395人をピークに減少している。
- ・ 法務省は、被収容者数が減少しているのは、「不法滞在者半減計画（平成16年から平成20年の5カ年計画）」に基づき摘発に力を入れてきた効果としている（全国の不法残留者は平成16年の約21万人から平成23年には約7万人に減少）。

更に、法務省は、バイオメトリクスシステム（個人識別情報システム）の導入により、テロリストを始めとする好ましくない外国人の上陸を水際で阻止し、不法残留者、被摘発者ともに減少している状況を見ると、今後特段の状況の変化がない限り被収容者数が現在より大幅に増加する可能性は少ないとしている。

(参考) 不法残留者数等の推移 (単位:人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
不法残留者数	170,839	149,785	113,072	91,778	78,488	67,065
入管法違反事件数	56,410	45,502	39,382	32,661	24,213	20,659

(参考) 他センターの被収容者数（一日平均）の推移 (単位:人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	定員
東日本センター	531	479	483	469	371	295	700
西日本センター	214	216	122	114	85	78	300

③調査結果及びその分析

2. 職員配置について

職員数の推移 (単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
管理部門	7	7	7	7	7	7
診療部門	4	4	4	4	4	3
入国警備官	56	56	55	45	45	39
合 計	67	67	66	56	56	49

- ・ 平成9年度の115人（うち入国警備官98人）をピークに減少している。
- ・ 平成23年度において、大村センターの入国警備官6人を処遇が複雑困難化し業務負担が増加している東西両センターに再配置するとともに、診療件数が最多の東日本センターにおける医療体制の充実のため大村センターの薬剤師1人を東日本センターに再配置している。

3. 維持管理費用の予算及び実績について (単位:百万円)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績
庁舎維持管理費	132	70	73	58	73	51	72	56
光熱水料	41	20	37	17	37	16	37	16
ガードマン委託費	37	40	37	40	37	24	37	15
被収容者食糧費	51	15	37	14	12	11	8	11
合 計	263	145	186	130	161	103	157	98
年間延収容人員(千人)		18		10		8		7
被収容者一人一日当たりのコスト(千円)		8		13		13		14

- ・ 平成23年度の被収容者一人一日当たりのコストは平成20年度の1.7倍になっている。

④今後の改善点・検討の方向性

○近年の被収容者数の推移を踏まえ、効率的な運用の観点から、3センターにおける収容体制を見直し、例えば、他の用途への転用等を含め、その適切な在り方を早急に検討し、結論を出すべきである。

○大村センターを維持する場合、その維持管理費用の節減に最大限努めるべきである。

- ・ 契約は、原則として一般競争入札により行われており、競争性は確保されている。
- ・ 予算と実績を比較すると、庁舎維持管理費及び光熱水料については、被収容者数の減少により、また、ガードマン委託費については、平成22年度からのガードマン配置人員の縮小（昼間4名→3名等）により、予算と実績に乖離がみられる。

4. 施設の使用状況について

- ・ 収容部分は8ブロックあるが、平成19年～20年は3ブロックを使用。平成21年からは女子の収容を行わないこととし、2ブロックを使用可能なように維持管理している。平成22年～23年の実際の収容は1ブロックのみとなっている。